第1. 民法とは

民法=私法の一般法

私法=私的生活を規律する法

- 一般法=地域・人等に限定されない,一般的な関係を規律している法 (=基本的なルール)
- ex. お金を返して欲しい, 慰謝料を支払え, 家を売って欲しい →全て民法の適用あり
- cf. 特別法=特殊な事項ないし特殊な人について規定しているもの ex. 会社法→会社にのみ適用される

第2. 民法の構造

1. 財産法

(1) 総則

財産法の全てに適用がある(家族法に適用があるかは争いあり)規定

(2) 物権

物に対する権利に関する規定

ア総則

物に対する権利全てに適用がある規定

イ 各則

各物権(ex. 所有権, 抵当権)の専用の規定

(3) 債権

人に対する権利に関する規定

ア 総論(総則)

債権全てに適用がある規定

イ 各論

各債権専用の規定

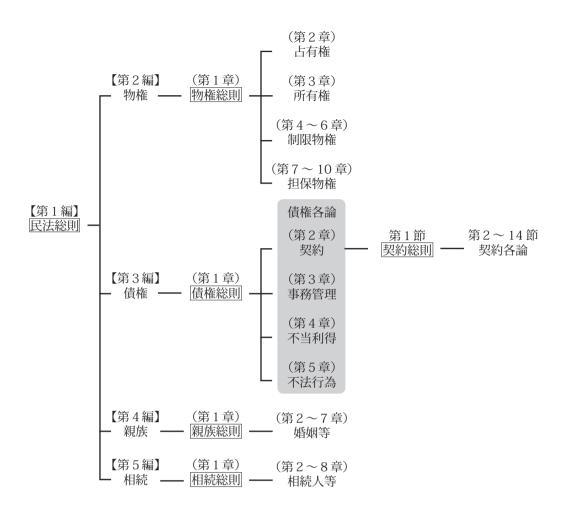
2. 家族法

(1) 親族法

身分関係を規定(ex. 夫婦, 親子)

(2) 相続法

人の死を原因とする財産関係を規定(ex. 法定相続, 遺言)



民法の適用順序

民法は共通する部分を「くくりだす」ことによって、無駄を省いている (=パンデクテン体系)

→適用を考える際には「狭い方から広い方へ」

第3. 法の指導原理

1. 民法の指導原理(三大原則)

(1) 権利能力平等の原則

全ての自然人は、国籍・階級・職業・年齢・性別等によって差別され ることなく、平等に権利・義務の主体となることができるという原則

(2) 所有権絶対の原則

所有権は、何ら人為的拘束を受けず、これを侵害するあらゆる他人に 対して主張することができる完全な支配権であり、国家の法よりも先に 存在する権利で神聖不可侵であるとする原則

(3) 私的自治の原則

「自分の思ったようになる」ということ、他人に影響されない

ア 法律行為自由の原則(契約自由の原則)

契約したい人だけが契約をすればよいし、契約の内容も自分で決めら れる

→実は民法(財産法)の大部分の規定は守らなくてよい

: 当事者が民法に書いてあることを契約内容とした場合であって も、そちらが優先される

当事者の意思が最も重視されるのが民法(財産法)の世界=意思主義

イ 過失責任の原則(自己責任の原則)

自分に落ち度(過失)がある場合にだけ責任を負う。他人に影響され ないことの現れ

2. 指導原理の修正

「自分の思ったようになる」というのが民法の原則であるが、それを 貫徹すると不都合が生じる場合がある

- ex. 大家さんが「家賃の値上げに応じないなら出てってもらって結構」 という
- ex. 自分の生命保険金をギャンブルの掛け金にしてしまう
- →このような事態を放置しておくことは好ましくないため、民法の指 導原理を修正する必要がある
- (1) 権利能力平等の原則への修正
 - ex. 法人の能力の制限
- (2) 所有権絶対の原則への修正
 - ex. 借地借家法
- (3) 契約自由の原則への修正
 - ex. 公序良俗違反(90)の契約を無効とする

- ▼ 権利能力→権利義務の 主体たる地位
- ☑ 自然人→普通の人のこ と cf. 法人

- ▼ 法律行為制度の内容は 後述 ♠ 49 頁
- ☑ 守らなくてよい(当事者 の契約が優先される) 規定 =任意規定 当事者の契約にも左右 されず必ず守らなければ ならない規定 =強行規定